

平成十三年経済産業省令第四号

経済産業省定員規則

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、経済産業省定員規則を次のよう

に定める。（本省及び各外局別の定員）

第一条 経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六三三人	
資源エネルギー庁	四五三人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	一九五人	
合計	八、〇八〇人	

（本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、施設等機関及び各地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、施設等機関及び各地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は各外局別の定員の範囲内において、経済産業大臣が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）とて「本部令」といふ。は、平成十三年一月六日から施行する。

（この本部令の効力）

1 この省令は、平成十三年三月三十日から施行する。（この本部令の施行）

附 則

（平成一四年四月一日経済産業省令第七〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則

（平成一五年四月一日経済産業省令第五七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

（平成一六年四月一日経済産業省令第五八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原電力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七四号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成三一年三月二九日経済産業省令第三五号）抄

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成三一年三月二九日経済産業省令第三五号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

区分 期間	に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。
合計 令和六年九月三十日までの間	八、一〇〇人 定員